

2024年3月の弊社製品SDS・ラベルに関する変更点のご案内

シェルブリカンツジャパン株式会社(SLJ) 品質保証室 作成

① 2024年4月1日施行の労働安全衛生法改正(*)に対する変更を行います

(*)労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト(令和4年2月24日改正政令公布、令和6年4月1日施行)

SDSコード	製品名	(SDS 3,15章)変更前	(SDS 3,15章)変更後
001A0080	エーロシェル タービンオイル 308	非該当	表示対象物(通知対象物) りん酸トリトリル(りん酸トリ(オルト-トリル)を除く) 1-10%
001A0084	エーロシェル タービンオイル 555	非該当	表示対象物(通知対象物) りん酸トリトリル(りん酸トリ(オルト-トリル)を除く) 1%未満
001A0085	エーロシェル タービンオイル 560	非該当	表示対象物(通知対象物) りん酸トリトリル(りん酸トリ(オルト-トリル)を除く) 1-10%
001J7809	D-C オイル 32K (特定需要家様向け製品)	表示対象物(通知対象物) 鉛油 90-100%	表示対象物(通知対象物) 鉛油 90-100% 通知対象物 りん酸トリトリル(りん酸トリ(オルト-トリル)を除く) 0.3%未満
001J7810	D-C オイル 50 (特定需要家様向け製品)	表示対象物(通知対象物) 鉛油 90-100%	表示対象物(通知対象物) 鉛油 90-100%、 りん酸トリトリル(りん酸トリ(オルト-トリル)を除く) 1%未満

※その他製品の本件に関する変更点はございません。

② ①の変更に加えSDS・ラベル記載内容の変更を行います

SDSコード	製品名	(SDS 3,15章)変更前	(SDS 3,15章)変更後
001A0083	エーロシェル タービンオイル 500	非該当	表示対象物(通知対象物) りん酸トリトリル(りん酸トリ(オルト-トリル)を除く) 1%未満

SDSコード	製品名	(SDS 2章)変更前		(SDS 2章)変更後	
		GHS分類	皮膚感作性:区分1 水生環境有害性 長期(慢性):区分3	GHS分類	水生環境有害性 長期(慢性):区分3
001A0083	エーロシェル タービンオイル 500	絵表示		絵表示	なし
		注意喚起語	警告	注意喚起語	なし
		危険有害性情報	H317,H412	危険有害性情報	H412
		注意書き	多数あり	注意書き	大幅に減少

※ラベルは順次更新されますので出荷や流通タイミングによっては遅れる場合がございます。

③ SDS・ラベル記載内容の変更を行います

SDSコード	製品名	(SDS 2章)変更前		(SDS 2章)変更後	
		GHS分類	生殖毒性:区分1	GHS分類	分類基準に該当しない
001J8236	シェル コレナ オイル AP 100	絵表示		絵表示	なし
		注意喚起語	危険	注意喚起語	なし
		危険有害性情報	H360	危険有害性情報	なし
		注意書き	多数あり	注意書き	なし

※ラベルは順次更新されますので出荷や流通タイミングによっては遅れる場合がございます。

「潤滑剤の安全な取り扱いに関するガイダンス」ご紹介

労働安全衛生法改正に関しては非常に多岐にわたる変更があります。潤滑剤は「産業の血液」としてあらゆるユーザー様が使用されており産業界に大きな影響が予想されることから、潤滑剤特有の情報について潤滑油協会（JALOS）にてガイダンスを作成いたしました。ぜひご参照くださいますようお願いいたします。

以下の潤滑油協会（JALOS）ホームページから「潤滑剤の安全な取り扱いに関するガイダンス」が入手できます。

潤滑油協会ホームページ <https://www.jalos.or.jp/>
→「化学物質規制関連情報」に進む

または、
潤滑油環境ワールド <https://www.jalos.jp/jalos/index4.html>

左メニュー「安衛法ガイダンス」のボタンからアクセス可能です。

潤滑剤の安全な取り扱いに関するガイダンス

～労働安全衛生法改正^①に関する潤滑剤特有の情報～

2024年1月

（第1版）

2023年度 潤滑油の品質確保事業等への支援事業
一般社団法人潤滑油協会（JALOS）
安全推進分科会 編

本ガイダンスの位置付け

労働安全衛生法の改正では「事業者自らの化学物質管理」を促進することが大きなテーマとなっています。弊社でも以下のような問い合わせを数多く受けているのが現状ですが、現時点でも事業者自身が SDS／ラベル等を確認することで充分対処できるものと考えています。

「リスクアセスメント対象物質の含有を回答してください」

「がん原性物質の含有を教えてください」

「許容濃度又はばく露限界値が示されている物質の含有を回答してください」

「有害性が高いとされる 123 物質について含有を回答してください」

「皮膚障害等化学物質（皮膚刺激性有害物質／皮膚吸収性有害物質）の含有を回答してください」

「濃度の基準（濃度基準告示）対象物質の含有を回答してください」

「リスクアセスメントのやり方がわからないので教えてください」

「リスクの見積もりを行うので潤滑剤成分の CAS ナンバーを教えてください」

本ガイダンスではこれら疑問にお答えすることを目的に作成されていますが、法令改正に共通した②に特化した内容としているため注意してください。①については本改正を含む関連規則について事業者自らが理解し運用を継続することが重要です。

(1) 法規、SDS／ラベル、GHS や JIS など、化学物質管理の基礎的な理解

(2) 潤滑剤など特定の業界や製品について共通した課題や措置を理解すること

弊社独自作成のFAQ（よくある質問）

労働安全衛生法改正、その他の今回の変更点について取りまとめました。

	ご質問	回答
労働安全衛生法の改正に関するもの		
1	今回の労働安全衛生法改正でやるべきことは何ですか？	<p>（販売店様へ）本件対象製品に限らずすべての製品について、常に最新SDSを販売先様に提供するようにお願いします。弊社製品の納入先様に対しては本書類を送信するなど情報提供に努めてください。</p> <p>（潤滑剤ユーザー様へ）労働安全衛生法対象物を含む記載内容の変更がありますので、リスクアセスメントの再実施が必要です。潤滑油協会（JALOS）のガイダンスなどを参考に実施をお願いします。</p>
2	労働安全衛生法改正の概要はどこで調べられますか？	<p>以下の厚生労働省ホームページを参照ください https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html 職場における新たな化学物質管理規制についての特設サイト「ケミガイド」も分かりやすいのでご参照ください。</p>
3	改正の内容を簡単に教えてください	<p>本件改正は極めて多岐に及ぶ内容であり簡単にまとめることは困難です。また本件改正は「事業者による自律的な化学物質管理」を求めるものであり、各事業者の責任において理解に努めるようお願いします。</p> <p>なお弊社は基本的に必要な情報をすでにSDSに記載してご提供しています。本件に関わるご質問については納入事業者様、または弊社ホームページよりお問い合わせください。</p>
4	労働安全衛生法改正は今回のもので終わりですか？	<p>労働安全衛生法改正は令和4年からスタートしていますが基本的に改正には終わりがなく今後も様々な改正が予定されています。</p> <p>一例として今回ご案内した「ラベル表示・SDS交付の義務化対象物質」（表示対象物・通知対象物）については従来の600-700物質群から今回234物質群が追加になりました。さらに2025年4月には約700物質群、2026年4月には約800物質群が追加されることが決まっています。その後も毎年50-300物質群が追加され最終的には2900物質群になると言われていますが現時点では詳細未定です。</p> <p>今回のご案内は2024年4月追加分に関するもので、2025年4月追加分以降については改めてご案内することになります。</p>
5	製品が「ラベル表示・SDS交付の義務化対象物質」（表示対象物・通知対象物）に該当するなら、誰でも対象になるのでしょうか？	<p>基本的にすべての事業者が対象になります。PRTR法のような業種・従業員数・化学物質の取扱数量などによる適用除外はありません。</p> <p>また「ラベル表示・SDS交付の義務化対象物質」（表示対象物・通知対象物）はリスクアセスメントの義務対象ではありますが、これに限らずすべての化学物質が努力義務の対象となりますので事業者の自律的な管理をお願いします。</p>
6	改正内容がよくわかりません。対象事業者どうかよくわかりません	<p>厚生労働省「化学物質管理に関する相談窓口」をご利用ください。</p> <p>なお令和5年度の相談窓口は終了しています。令和6年度以降の窓口対応は現在未定ですので改めて確認をお願いします。</p>
7	販売店は対象外ですか？容器を開けないなら対象外ですか？	<p>化学品を運搬するなどだけで化学物質にばく露しない業務は、化学品の製造・取扱いには該当しないためリスクアセスメント実施義務の対象外です。</p>
8	リスクアセスメント対象物質の含有を回答してください	<p>SDS 3章または15章の労働安全衛生法の記載を確認ください。表示対象物・通知対象物の法令名称で確認できます。</p>
9	がん原性物質の含有を教えてください。鉱油はがん原性物質ですか？	<p>SDS 3章または15章の労働安全衛生法の記載を確認ください。表示対象物・通知対象物の法令名称で確認できます。</p> <p>なお弊社製品に使用する鉱油はすべて高度精製基油であり、がん原性物質としての鉱油は一切使用していません。</p>

10	皮膚障害等化学物質（皮膚刺激性有害物質／皮膚吸収性有害物質）の含有を回答してください	SDS 3章または15章の労働安全衛生法の記載を確認ください。表示対象物・通知対象物の法令名称で確認できます。
11	リスクアセスメントを行うので成分（CASナンバー）を教えてください。	SDS記載の通りCASナンバーは企業秘密なので回答できませんが、CASナンバーを請求されているということはCREATE-SIMPLEでリスクアセスメントを行おうとされていませんか？ CREATE-SIMPLEでは複雑な混合物のリスクアセスメントはほぼ不可能であり、また鉱油の正しいリスクアセスメントはできないことがわかっています。この件については厚生労働省に確認を行っていますが、定性的な方法（マトリクス法、発生頻度等を考慮する方法）などで実施いただくことを推奨します。
12	なぜこんなに対応が遅くなったのですか？	追加される対象物質が膨大であり、かつ不明瞭な物質群も含まれていることから海外製原材料の確認に多大な時間を要しました。また労働安全衛生法改正に対応する潤滑剤ガイダンス発行を待つなどして結果的に4月ギリギリのタイミングになったことお詫びします。
13	成分が変わったのですか？	①の5製品について成分変更はありません。
SDS・ラベル記載内容（GHS分類）変更に関するもの		
14	成分が変わったのですか？	②の1製品については成分の変更はありません ③の1製品については成分の変更があります。
15	何が変わったのか具体的に教えてください。	②エーロシェル タービンオイル 500 (001A0083) 上記の通り成分に変更はありませんが、成分の科学的情報を更新したことにより最終製品のGHS分類が変更されたものです。（この製品に限らず今後も同様の変更は起こりえます。） ③シェル コレナ オイル AP 100 (001J8236) 旧製品に使用されていた一部原材料に「ビスフェノールA」が不純物として含まれていましたが、これを排除した安全なものに変更しました。
16	ラベルも同時に変更になりますか？新旧品はどうやって見分ければよいですか？	ラベルは順次更新されますので出荷や流通タイミングによっては遅れることがございます。ただし新旧品の見分けを行う必要はなく、このご案内以降出荷されるものについては新しいSDSにしたがってお取り扱いをお願いします。
SDS配布などに関する基本的なこと		
17	SDSはどのようなときに配布する必要がありますか？	製品を納入する際には、必ずSDSを添付する必要がありますが、Q18/Q19に該当する場合には毎回配布することは免除されます。
18	需要家に対し同じ製品を継続的に提供する場合はどうすればいいのですか？	同一の事業者に対し同一の製品を継続的に提供する場合、すでに最新SDSを提供済みであれば、毎回SDSは提供しなくても構いません。（紛失等の理由で請求された場合にはご対応ください）
19	SDSはすべての販売先に配布する必要がありますか？	SDSは事業者間での取引において提供されるものであり、一般消費者は提供の対象ではありません。（一般消費者から請求があった場合に配布しても問題はありません）
20	過去に納入した製品についても提供する必要がありますか？	SDSの内容に変更が生じたときには変更後のSDSを提供するよう努めることになっていますが、いつまで過去にさかのぼるべきかという明確な規定はないため、必要に応じて需要家様と相談して対応いただくようお願いいたします。
21	廃止製品についても最新SDSを配布する必要がありますか？	弊社での製品廃止以降はSDS更新を行っていません。申し訳ございませんが、製品が廃止になっており最新SDSの提供は困難であることを需要家様にお伝えください。なおSDSは製品販売時に提供する書類であることをお忘れなく。
22	廃止製品のSDSが欲しいです。 昭和シェル石油時代の古いSDSが欲しいです。	廃止製品や過去のSDSについては、過去のSDSであればできる限り探してご提供しますのでルプCSCにご相談ください。2017年の弊社発足時以降のものであればSDSを配布することは可能です。 2017年以前の古いSDSについては法的に古い情報が記載されている場合もあるため積極的には配布は行っていないですが、何らかの代

		替案はご提示できるはずですので、古いSDSを必要とされている理由を確認してください。
23	SDSの配布はどのようにすれば良いですか？ SDSは紙やFAXでしか送信できませんか？	従来SDSは文書で提供するのが原則で。譲渡・提供先の承諾を得た場合のみ電子媒体等で提供することが可能でした。しかしながら2022年5月31日から譲渡・提供先の承諾を要件とせず、電子メールの送信や通知事項が記載されたホームページのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む）を伝達し閲覧を求めること等による方法が新たに認められました。 ※できる限り合理的な方法での提供をお願いします。
24	SDS受領書はどうなったのですか？なくなったのですか？	Q23の通り相手方の承諾は不要になり廃止しています。受領書を返送いただき保管することよりも、最新版SDSを配布することに注力いただくようお願いいたします。
25	現在最新のSDSはPRTR法改正に対応していますか？ SDSが2022年5月1日ですが最新版ですか？	すでにご案内の通り（SLJニュース 2023-03）2023年4月1日施行のPRTR法改正については弊社製品に影響ございませんでした。 多くの弊社製品について2022年5月1日の日付となっておりますが最新版で問題ありません。
26	次はいつSDSが更新されるのですか？	更新時期については未定ですが、今後シエルグローバル作成SDSに移行する予定ですので準備できしだいご案内します。 また他の要因として、SDSの内容を定めたJIS規格の更新、各種法規の更新、弊社情報の変更や書式改定などにもない1～5年おきに全面更新されています。個別製品の更新内容については今回同様にご案内します。

以上